

入間市国民健康保険税条例改正要旨

〔 国民健康保険税 〕

《第2条及び第21条関係、附則第2項、附則第4項及び第5項》

◆ 賦課限度額の引上げ

- 地方税法施行令の一部が改正（令和2年3月31日公布、4月1日施行）され、基礎課税額分・介護納付金分の法定賦課限度額が引き上げられたことに伴い、条例の賦課限度額を法定賦課限度額に引き上げるものです。

区 分	改正案	現 行
基礎課税額分	<u>63万円</u>	<u>61万円</u>
後期高齢者支援金等分	19万円	19万円
介護納付金分	<u>17万円</u>	<u>16万円</u>
合 計	<u>99万円</u>	<u>96万円</u>

※後期高齢者支援金等分は改定なし

◆ 低未利用土地等を譲渡した場合の課税の特例

- 地方税法施行令の一部が改正（令和2年3月31日公布、令和3年1月1日施行）されたこと等に伴い、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例が創設されたことから、所要の改正をおこなうものです。
附則の第4項「長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例」について改正し、当該所得を所得税及び個人住民税の特例措置と同様の控除ができるようにするものです。

◆ 軽減判定所得基準の見直し

- 個人所得課税の見直しに伴い、地方税法施行令の一部が改正（令和2年9月4日公布、令和3年1月1日施行）され、国民健康保険税の軽減判定所得基準の算定において不利益が生じないよう見直しをするものです。

区 分	改 正 案	現 行
7割軽減 基準額	基礎控除額（ <u>43万円</u> ） + 10万円 × <u>（給与所得者等の数 - 1）</u>	基礎控除額（ <u>33万円</u> ）
5割軽減 基準額	基礎控除額（ <u>43万円</u> ） + 28.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × <u>（給与所得者等の数 - 1）</u>	基礎控除額（ <u>33万円</u> ） + 28.5万円 × 被保険者数
2割軽減 基準額	基礎控除額（ <u>43万円</u> ） + 52万円 × 被保険者数 + 10万円 × <u>（給与所得者等の数 - 1）</u>	基礎控除額（ <u>33万円</u> ） + 52万円 × 被保険者数